

特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会

役員報酬規程

平成 29 年 8 月 20 日改訂

特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会の役員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬基準)

第2条 役員は、その定数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

(報酬額の決定)

第3条 この法人の役員報酬の額は月額とし、理事会においてこれを定め、総会において承認を受ける。

(報酬の支払い方法)

第4条 この法人の役員報酬支払方法は、理事会においてこれを定める。

(その他)

第5条 その他の本法人の役員報酬規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(附 則)

1. この規定は、平成29年3月1日から施行する。

NPO 法人その人を中心とした認知症ケアを考える会

報酬・手当に関する規 程

平成 29 年 5 月 21 日 改訂

報酬・手当に関する規程

第1章 総則

第1条 (目的)
この規程は、法人社員の報酬ならびに手当に関する事項を定める。

第2条 (報酬等の種類)
報酬は次のとおり分類する。
1. 役員報酬
2. 講師謝金等の報酬
3. 会議手当、出張日当等
4. ボランティア謝金

第3条 (締切日および支払日)
役員報酬については、前月分を翌月10日に支払う。
講師謝金やボランティア謝金等の報酬は、3か月に一度、8月、11月、2月、4月25日に、それ以前の数か月分をまとめて支払う。なお、事業が前期・後期にて実施される場合は、期毎に終了後、支給する。ただし、外部講師の場合には、当該日に支払うものとする。
手当は、そのもとになる報酬の支払日に合わせて支給する。

第4条 (報酬の支払)
報酬・手当は、現金または振込みにて支給する。

第2章 基準内手当

第5条 (基本給～役員報酬)
基本給は、職務内容等に基づいて、理事会にて決定し、総会で承認を得る。

第6条 (基本給の改訂)
年1回、法人の業績等をふまえて、基本給および講師報酬について理事会にて検討することができる。

第7条 (賞与)
賞与は、法人の業績等をふまえて、支給することができる。回数、額については、理事会にて決定する。

第3章 基準外手当

第8条 (残業手当)
業務のために残業が必要と認められた場合には、業務内容を検討の上、残業手当を支給することができる。額は理事会にて決定する。

第9条 (出張日当)
法人業務による宿泊を要する遠隔地への出張等の場合に、食事代を支給する。額は、理事会で決定する。

第10条 (会議日当)
法人業務に関する会議に出席した場合に、食事代を支給する。

額は、理事会で決定する。

第4章 ボランティア謝金

第11条 (ボランティア謝金)

事業に関連した業務に、自宅等でボランティアとして従事、協力した場合には、ボランティア謝金を支払うことができる。額は、理事会で決定する。

付則

この規程は、29年 5月 1日より実施する。

給与・報酬・手当等に関する内部規定(附則)

別表1

2020年5月17日改訂

NPOその人を中心とした認知症ケアを考える会

NPO報酬・日当に関する支払い基準

役員報酬	代表理事報酬	40000/月
	経理担当報酬	10000/月

外部講師報酬	研修会	30000～35000/半日
	特別講演会	50000(税込)/半日

内部講師報酬	研修講師報酬	10000/半日
		15000/全日
	補助講師報酬	5000/日
	DCM支援講師	10000/半日
		15000/1日
		20000/2日、30000/3日

決算書作成報酬		50000(税込)
---------	--	-----------

ボランティア謝金	管理・事業	1000/半日
出張手当(宿泊の場合)	食事代	1000/日
会議手当	食事代	1000/回

この内規は、2020年4月1日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人その人を中心とした 認知症ケアを考える会	事業年度	2019年4月1日～2020年3月 31日
-----	----------------------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細, 借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	43,000 円
賛助団体受取会費	100,000 円
受取寄附金	442,627 円
賛助寄附金	57,000 円
受取助成金	490,000 円
(1) パーソン・センタード・ケアに関する研修・啓発事業	1,696,440 円
(2) パーソン・センタード・ケアの視点で高齢者の健康に寄与 する事業	3,000 円
(4) 認知症ケアの質を向上させるための調査・研究事業	271,796 円
(5) 情報提供・地域交流事業	14,000 円
受取利息	2 円
雑収益	186 円
	円
	円
	円
合 計	3,118,051 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金, 条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

[illegible]

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

[illegible]

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

[illegible]

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		530,000 円	10/6 研修講師謝金、開催分担金、2/8 分科会講師謝金
		197,280 円	8/4,5 研修講師謝金、旅費
		128,980 円	11/11,12 研修講師謝金、旅費
		92,620 円	12/16 研修講師謝金、旅費
		72,160 円	1/10 研修講師謝金、旅費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		240,000 円	9/29,10/3,10/5 講師謝金
		206,801 円	9/29,10/3,10/5 通訳翻訳謝金、印税
		205,917 円	5/22 等研修 15 回講師謝金支給
		192,000 円	事務所貸借料、光熱水費
		102,548 円	8/4,5,9/8、12/1 研修 4 回講師謝金、決算書作成、ボランティア謝金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2019/5/14	10,000 円	視聴覚教材
			2019/6/4	10,000 円	視聴覚教材
			2019/9/1	10,000 円	視聴覚教材
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
			2019/5/18	1,500 円	改訂ワーキング委員譲渡
				40500,円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人と の 関 係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			2019/4/1～2020/3/31	805,917 円	内部規定に基づいて講師謝金 14 回支給、役員報酬 12 回支給
			2018/5/1～2019//31	102,548 円	内部規定に基づいて講師謝金 4 回、決算書作成謝金 1 回、ボランティア謝金 1 回支給
			2018/7/29,11/17	22,274 円	内部規定に基づいて講師謝金 2 回支給
			2018/5/1～2019/3/31	10,000 円	内部規定に基づいてボランティア謝金 1 回支給
			2018/8/12, 2019/2/6	11,137 円	内部規定に基づいて講師謝金 1 回支給
			2018/8/12	11,137 円	内部規定に基づいて講師謝金 1 回支給
			2019/12/1	10,258 円	内部規定に基づいて講師補助謝金 1 回、ボランティア謝金 1 回支給、
			02019/9/29,10/3,10/5	206,801 円	内部規定に基づいて、通訳謝金 3 回、翻訳謝金 1 回、印税 1 回支給
			2019/10/5,2020/2/8	530,000 円	内部規定に基づいて講師謝金 2 回、開催分担金 1 回受領
			2019/11/11,12	128,980 円	内部規定に基づいて講師謝金 1 回受領

			2019/12/1	60,000 円	内部規定に基づいて講師謝金 1 回受領

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0	0 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. .	なし			円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
/	合 計	/	/	円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤	
①	2019年4月1日～2020年3月31日		8人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	その人を中心とした認知症ケアを考える会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		8人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職 名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
村田康子		代 表 理事		○						20年12 月1日 就任
内田達二		副 代 表 理 事		○						20年12 月1日 就任
磯岡雅人		理事		○						25年5 月22日 就任
渡辺恵美子		理事		○						25年5 月22日 就任
田邊 薫		理事		○						26年5 月11日 就任
西脇聡実		理事		○						26年5 月11日 就任

伊藤孝子		理事		○						令和 1 年 5 月 日就任
加藤春男		監事		○						令和 1 年 5 月 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

[illegible]

(記載要領)

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)(ハ及びニ)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会
-----	------------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分には違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						✓
①	②	③	④	⑤	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

⑨ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人その人を中心とした認知症ケアを考える会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等（ （注意事項1） ）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等（ （注意事項2） ） 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ